

定 款

株式会社サンドラッグ

2022年6月25日 改定

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社サンドラッグと称し、英文では、SUNDRUG CO, LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ドラッグストア業、調剤薬局業、バラエティストア業、スーパーマーケット業、コンビニエンスストア業、百貨店業、ディスカウントストア業、ホームセンター業、各種物販専門店業、古物商、物品卸売業、通信販売業、輸出入業及び内外商取引の代理業並びにこれらに関連する物品の製造業、加工業、卸売業及び販売業
2. 医薬品などに関する商品（医薬品、動物用医薬品、毒・劇物、医療用麻薬、農・工業薬品など）の販売業
3. 美・健康・介護などに関する商品（化粧品・化粧用調整品、衛生用品、温度計、長さ計、はかり、圧力計、体積計、医療用器具、健康器具、美容器具、福祉器具及び介護器具など）の製造業、卸売業、販売業及びレンタル業
4. 飲・食料品及び栄養補助食品などに関する商品（栄養補助食品、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、減塩、低カロリー及びリノール酸等の成分調整食品、乳製品、牛乳、飲料水、菓子、米・麦等の穀類、麺類、調味料、塩、麴、酒類、農・水産物、肉類及び飲・食料品など）の製造業、加工業、卸売業及び販売業
5. 専売品などに関する商品（煙草、喫煙具、切手、収入印紙、書籍・雑誌・新聞、テレホンカード及び商品券など）の販売業並びにポイントカード・プリペイドカードの発行及び販売の代行業、当せん金付証券法に基づく当せん金付証券及びスポーツ振興投票券の売りさばき業
6. 貴金属及び通信機器などに関する商品（宝石、貴金属、メガネ・コンタクトレンズ、時計、カメラ、携帯・FAX含む電話機・スマートフォン等の通信機器、光学機械器具、これらの器具材料・用品及び古物品など）の卸売業及び販売業並びに写真の現像・焼付業
7. 家庭用電気製品、家具及び工芸品などに関する商品（家庭用電気製品・その周辺器具、家具、寝具、室内装飾品及び美術工芸品など）の製造業、卸売業及び販売業
8. 日用生活用品などに関する商品（日用雑貨品、生活雑貨、トラベル用品、装飾雑貨、衣料品、靴、履物、鞆、雨具・晴具、自転車、その他車両・車両用品・部品、ベビー用品、文具及び事務用品・機器など）の製造業、卸売業及び販売業
9. 園芸及びペットなどに関する商品（種苗・花・草木・樹木、肥料、園芸用品、ペット及びペット用品など）の製造業、卸売業及び販売業並びに犬・猫等ペットの美容院・ペットカフェ等の経営、各種鍵の加工・販売業
10. スポーツ、音楽・映像媒体及び娯楽品などに関する商品（スポーツ用品、キャンプ・ア

ウトドア活動関連設備・器具・道具、釣具、潜水用具、楽器、ミュージックテープ、ビデオテープ、ディスク、ブルーレイ、玩具及び娯楽用品など）の製造業、卸売業及び販売業

- 1 1. 住宅関連機材などに関する商品（金物、工具、建築資材、塗料、木材、住宅設備機器、石油器具、ガス器具、消火器、防犯用器具、防災用器具及び灯油など）の卸売業及び販売業
- 1 2. 貨物運送業、倉庫業及び倉庫管理業、クリーニング及び貨物・荷物の取次代行業、旅行斡旋業及び保険代理業
- 1 3. ショッピングセンター、食堂・喫茶店等の飲食店、クリーニング店、理容室、美容室、エステティック・ネイルサロン、保育所、幼稚園、老人ホーム、ドライブイン、スポーツ・フィットネス・マッサージ・健康ランド施設、文化学習施設、遊技場、駐車場、ガソリン等燃料スタンド、乗り物シェア施設など施設の経営及び管理業
- 1 4. 給食事業並びに配食事業サービス事業
- 1 5. 自動販売機設置による物品販売業並びに自動販売機器の販売業
- 1 6. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理事業
- 1 7. 金融業、両替業、総合リース業、レンタル・リース業、電子マネー事業、クレジットカード事業、公共料金等の収納代行業、集金代行業、支払代行業及び銀行代理業並びに現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務・運営に関する事業
- 1 8. 労働者派遣業
- 1 9. 経営コンサルタント業、印刷並びに出版業
- 2 0. 介護保険法・生活保護法・老人福祉法・障がい者総合支援法に基づく施設開設・運営及びサービス・福祉サービス事業、健康増進法に基づく特定給食施設開設及び運営事業並びに道路運送法に基づく有償送迎運送事業
- 2 1. 土地建物の有効利用や出店に関する企画及びコンサルティングに関する事業
- 2 2. 各種研修・セミナー・イベント・市場調査の企画、コンサルティング及び運営並びに薬剤師・登録販売者等資格試験対策事業
- 2 3. 給与計算業務、経理業務、採用及び人事管理業務、文書管理業務及び仕入業務に係る代行業
- 2 4. コンピューター及びコンピューター周辺機器並びにコンピューターシステム及びコンピューターソフトウェアの開発、製造、販売、保守及び賃貸事業
- 2 5. 広告宣伝に関する企画及び代理業、映画・演劇等の興業及び代理業並びに映画・レコード・ビデオテープ・ビデオディスク・コンパクトディスク等の企画・制作及び販売業
- 2 6. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
- 2 7. ビル・店舗・事務所並びに一般家屋に係る清掃、警備、その他一般ビルメンテナンスに関する事業

- 28. 前1号から11号に関する輸出入事業
- 29. 前1号から28号に関するフランチャイズチェーンの経営及びフランチャイジー加盟による運営業
- 30. 前各号に付帯する一切の業務に関する事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都府中市に置く。

第4条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、53,600万株とする。

第6条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株式取扱規則)

当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

第11条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第12条 (招集及び方法)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- ②当会社は、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切ではないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条 (招集者及び議長)

当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

第14条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条（議決権の代理行使）

当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ②株主又は前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第18条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条（選任）

当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- ②前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ②取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（招集者及び議長）

当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

第23条（招集通知）

当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（決議の方法等）

当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

- ②当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

当社の取締役会に関する事項については、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条（報酬等）

当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（社外取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第28条 (監査役及び監査役会の設置)

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第29条 (員数)

当社の監査役は、4名以内とする。

第30条 (選任)

当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ②前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

第31条 (任期)

当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条 (招集通知)

当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条 (決議の方法)

当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第35条 (監査役会規程)

当社の監査役会に関する事項については、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第36条（報酬等）

当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（社外監査役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第39条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第43条（剰余金の配当の基準日）

当会社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行うことができる。

第44条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第45条（除斥期間等）

当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

②未払の配当財産については、利息を付けないものとする。

（附則）

- 1 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。